

仕 様 書

1 名称

7 新東高第 1 号 愛媛県立新居浜東高等学校補助体育館整備事業

2 目的

県立学校振興計画による健康スポーツ科の新設に伴い、県内の県立学校で初めて学校設定科目を部活動と連動させ、生徒が部活動で取り組んでいる競技種目を授業で行うこととしており、補助体育館を整備する。

3 概要

予定地	愛媛県立新居浜東高等学校 敷地内 (新居浜市東雲町二丁目9-1)
業務内容	・ 補助体育館の新築に係る設計（各種調査・手続き含む） ・ 補助体育館の新築
建物概要	鉄骨造 平屋 500㎡程度（予定） ・ アリーナ ・ バドミントンコート 3 面及びバレーボールコート 1 面 ・ 倉庫、更衣室等 ※詳細は別紙全体配置図及び平面構想図を参照
履行期間	契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで

4 一般事項

- (1) 業務内容は、本仕様書並びに別紙全体配置図及び平面構想図の定めるところによる。
- (2) 補助体育館の新築にあたり、事前に現地調査を行い、施工に必要な意匠図、構造図、設備図等の設計図及び各種計算書等を作成し、発注者の承諾を受けること。
- (3) 都市計画法、建築基準法、消防法等関係法令及び条例に適合する建物とし、建築基準法に基づく建築確認申請のほか必要な諸手続きは、関係機関の指導に従い、受注者の負担で遅滞なく行うこと。
- (4) 工事車両の出入りの際は、安全に細心の注意を払うとともに、工事ヤード及び工事作業についても、教育活動への影響を最小限とするよう配慮すること。
- (5) 受注者は、発注者と協議の上、工事着手前に什器、設備機器、備品等のリストを発注者に提出し、承諾を受けること。
- (6) 工事に必要な光熱水費は、受注者の負担とする。
- (7) 工事に際しては関係法令を遵守し、安全対策及び近隣対応には細心の注意を払うこと、また、既存工作物等を破壊した場合は、発注者に報告の上、速やかに現状復旧すること。
- (8) 建設発生土は場外処分とし、その他の発生材についても、廃棄物の処理及び清掃に関

する法律に基づき適正に処理すること。

- (9) 工事完了後、引き渡しに先立ち工事関係書類等を発注者へ提出し、完了検査を受けること。
- (10) 完了検査後、施設及び設備機器の使用等について使用者へ説明を行い、物件を引き渡すこと。
- (11) 受注者は、本契約の履行にあたり、発注者の指示に従うとともに、本仕様書に定めのない事項、又は内容に疑義のある場合は、発注者と十分な協議の上、決定すること。

5 建物仕様

- (1) 補助体育館としての用途に見合った仕様とし、十分な強度を満たすこと。

[主な用途]

- ・ バドミントン、バレーボール及びハンドボールの練習（授業及び部活動）
- ・ ダンス、体操、ストレッチなどスポーツ全般

- (2) 事前に地質調査を行い、調査結果をもとに構造計画を作成すること。なお、基礎は鉄筋コンクリート布基礎（N=24）以上とし、調査の結果、地盤改良等が必要な場合は別途協議する。
- (3) アリーナには、バドミントンコート3面及びバレーボールコート1面を整備すること。
- (4) アリーナは、各競技に必要な有効天井高を確保すること。
（最低8m以上、最高（中央部12m以上））
- (5) 建物への進入経路を舗装すること。また、アリーナへの出入りが円滑にできるよう犬走の整備等について十分に検討を行うこと。
- (6) 学校内のキュービクルからの電力の引き込み及び建物内配線を行うこと。
※調査の結果、電気容量が不足する場合は別途協議。
- (7) 放送設備は、スピーカーの設置並びに既存校舎からの引き込み及び建物内配線を行うこと。
- (8) 電話及びLAN設備は、別途整備するため、既存校舎からの引き込みを想定し、空配管を整備すること。
- (9) 給水設備は不要とする。※雨水排水は設計に反映させること。
- (10) 空調設備は別途整備するため、業者間で十分な打ち合わせを行い、設計に反映させること。